

「中学校夜間学級（夜間中学）」について

1 「夜間中学」の役割

当初は、戦後の混乱期の中で、義務教育を未修了のまま学齢期を経過した方に義務教育の機会を提供することを役割としていましたが、現在は、義務教育未修了の方に加え、外国籍の方、不登校等のまま卒業した方、不登校の中学生等の多様な生徒が社会的自立を目指し共に学ぶ場としての役割が求められています。

2 背景

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられ、国においては、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されることを目指すという方針を掲げています。

県内においては、既に横浜市と川崎市に夜間中学が設置されていますが、他市町村からの生徒受入れは難しいことから、県が中心となって、広域的に入学できる夜間中学の設置に向けた検討を進め、相模原市に設置されることになりました。

3 「夜間中学」の設置想定

設置形態	相模原市立大野南中学校分校
設置場所	県立神奈川総合産業高等学校（小田急線相模大野駅から徒歩15分）
対象生徒	相模原市及び地域の市町村在住・在勤者（横浜・川崎を除く） ・義務教育未修了者 ・義務教育は終了しているが学び直しの希望がある者
生徒数	30人（各学年10人）を想定
教職員数	標準法定数配置教職員8人 非常勤教職員10人程度（日本語指導、ソーシャルワーカー等）

4 「夜間中学」設置に係る県・市町村の役割・経費分担について

- ・県は、相模原市に対し、施設の確保や教職員の配置での支援を行います。
- ・相模原市は、中学校夜間学級（分校）を設置・運営し、必要な開設準備費、人件費、運営諸経費等を負担します。
- ・相模原市以外の市町村は、相模原市が負担する開設準備費、非常勤教職員の人件費、運営諸経費等について、在籍生徒のうち市町村在住者の比率に応じた分を負担します。
- ・広域的な仕組みについて、検討・協議を行うために、「夜間中学設置運営協議会」を設置しており、その協議等を踏まえ、県と相模原市及び関係市町村は協定等を交わし、夜間中学に係る役割・経費負担等に関して詳細を定めています。

5 応分負担について

- ・校舎改修費用は県が負担
- ・設置準備に係る費用や設置から3年間の備品整備等の費用は、国の補助対象
- ・応分負担の対象
 - ①イニシャルコスト（ICT等環境整備）※設置後10年間で按分
 - ②ランニングコスト（非常勤教職員配置、学校運営に係る経費）
- ・応分負担額試算 ※在籍生徒数により変動します。
 - 【40人想定】 1人当たり 398,000円
 - 【30人想定】 1人当たり 530,000円
 - 【20人想定】 1人当たり 796,000円

6 スケジュールについて

日 程	内 容
令和3年8月7日（土）	市民等説明会（基調講演・シンポジウム・概要説明）
8月20日（金） 8月29日（日） 9月30日（木） 10月15日（金） 11月8日（月）	入学希望者説明会（概要説明・入学方法・相談会） ※8月～10月に各市町村で生徒募集受付 （面談実施・書類の確認）
9月7日（火）	「相模原市立大野南中学校分校夜間学級における生徒の就学および費用負担に関する協定」締結
11月15日（月） ～25日（木）	学校面談（相模原市）
12月	入学者の決定
令和4年4月	入学

7 アンケート調査について

- 実施期間 令和3年2月12日（金）～3月23日（火）
- 対 象 県内（横浜市・川崎市・相模原市を除く）市町村の16歳以上の方
- 方 法 県や各市町村のHP掲載や、アンケート用紙の配布による調査
- 本市結果 入学したい 9人
入学したいが迷っている 3人
12人
年齢層 18歳～52歳
- その他 全体回収数 47枚（入学したい17人・入学したいが迷っている22人・入学せず他の方法で学びたい8人）